第二条の三の五の見出し及び同条第一項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第二項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第三百十七条の三の三第四項」に、「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に改め、同条第三項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の六の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」に改め、同項第一号中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同項第五号を同項第三号とし、同条第二項、第四項及び第五項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第六項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、「（昭和四十二年法律第八十一号）」を削り、同条第八項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改め、同条第九項中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に、「第二条の二第五項」を「第二条の二第六項」に改め、同条第十項中「第二条の二第六項第二号」を「第二条の二第七項第二号」に、「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第二条の三の七の見出し中「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を「公的年金等受給者の扶養親族申告書」に改める。

第三条の十四を第三条の十四の二とし、第三条の十三の三の次に次の一条を加える。

（法第七十二条の二第一項第三号の事業）

第三条の十四　法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（次項において「小売電気事業」という。）、同条第一項第八号に規定する一般送配電事業（次項及び第六条の二第一項において「一般送配電事業」という。）、同法第二条第一項第十二号に規定する特定送配電事業（次項において「特定送配電事業」という。）、同条第一項第十四号に規定する発電事業（次項において「発電事業」という。）及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。）とする。

２　法第七十二条の二第一項第三号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第六条の二第一項において同じ。）を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除く。）を含む。）とする。

第三条の十五の見出し中「第二十条の二の十七」を「第二十条の二の十八」に改め、同条第一項中「第二十条の二の十七第一項」を「第二十条の二の十八第一項」に改め、同条第二項中「第二十条の二の十七第二項」を「第二十条の二の十八第二項」に改める。

第四条の見出し中「第二十一条の五」を「第二十一条の六」に改め、同条第一項中「第二十一条の五第一項」を「第二十一条の六第一項」に、「本項」を「この項」に改め、同条第二項中「第二十一条の五第二項」を「第二十一条の六第二項」に、「本項」を「この項」に改める。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（政令第二十二条第七号の総務省令で定めるもの等）

第四条の二の二　政令第二十二条第七号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第三条第一項第二号に規定する非化石証書（非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準（平成二十八年経済産業省告示第百十二号）１三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。）とする。

２　政令第二十二条第七号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

第四条の五第二号中「外国法人」の下に「（第四条の六の二及び第四条の七において同じ。）」を加える。

第四条の六の二（見出しを含む。）中「第七十二条の二十五第十五項及び第十六項」を「第七十二条の二十五第十七項及び第十八項」に改め、同条を第四条の六の四とし、第四条の六の次に次の二条を加える。

（法第七十二条の二十五第十一項の申告書に添付する書類）

第四条の六の二　法第七十二条の二十五第十一項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの（当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）とする。

一　当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。）

二　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（法第七十二条の二十五第十二項の申告書に添付する書類）

第四条の六の三　法第七十二条の二十五第十二項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）とする。

第四条の七第一号ロ中「法第二十四条第三項に規定する」を削り、同条第二号中「収入割を申告納付すべき法人」を「法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業を行う法人」に改め、「出力したもの」の下に「とする。」を加え、同条に次の二号を加える。

三　法第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの（当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの）

イ　当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。）

ロ　外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四　法第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人　当該事業年度開始の日から六月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。）

第六条の二の見出し中「第七十二条の四十八第三項第二号イ」を「第七十二条の四十八第三項第二号ロ」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。第四項において同じ。）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削る。